

政 法 第 3 8 1 1 号
答 申 第 4 6 0 号
平 成 2 9 年 3 月 1 日

千葉県病院局長

矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年1月16日付け精医セ第413号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第562号

平成26年12月2日付けで異議申立人から提起された、平成26年11月18日付け
精医セ第326号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）は、平成26年11月18日付け精医セ第326号行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて第5の5に掲げる行政文書について開示決定等をすべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年10月27日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県精神科医療センターがウィスコンシン州の精神医療施設と交流したことの情報一切。全ての年度。

たとえば、起案、議事録・会議報告書、電子メール、反省、広報、アンケート、チラシ広告およびインターネット上の告知の印刷・設置・配布、講師の選定、礼金の有無や金額、旅費、講演・講座の依頼文、当日配布資料、レジюме、写真、映像、音声、発表の原稿、参加者数、キャンセル数、申込数、職員側の出席者、上記の添付文書、上記の関連文書等々、とにかく全て。

また、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）がウィスコンシン州の精神医療施設と交流したことに関する復命書（以下「マディソンモデル視察

研修」という。)を対象行政文書(以下「本件対象文書」という。)として特定した。

4 実施機関による決定

本件対象文書を保有していないため(保存期間を経過したため、廃棄済みである)、本件決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年12月2日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、請求した情報をすべて開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

請求書の開示請求欄に記載した内容からは、対象情報が、精医セ第326号に示された文書のみで尽くされるとは到底考えられない。いやしくも一部の情報が廃棄されてしまっていたとしても、他の何らかの情報が保存してあると考えることが妥当であり、廃棄済みの情報の名称は全て行政文書不開示決定通知書に明記すべきである。

3 意見書の要旨

- (1) 実施機関は、対象文書を「マディソンモデル視察研修」と特定している。理由説明書の添付文書によると、「マディソン視察研修」2件の他に、「マジソンモデル視察研修」という文書が1件存在する。しかし、実施機関は、これを対象文書に含めていない。これは、全部不開示の場合であっても対象文書の名称を明記するという規定に違反する。また、決定通知書では、対象文書が1件と記載されているが、対象文書は3件と考えられることから、違法である。

全ての行政文書が行政文書としてコンピューター上に登録されているわけではないことから、さらに文書を特定して開示すべきである。

- (2) 第4の1の記載内容は、実施機関の職員によって何らかの行政文書に基づいて作成されたものであり、どのような行政文書に基づいて作成されたのかを説明すべきである。

- (3) 本件では、理由説明書に添付された行政文書件名一覧の右上に「平成23年12月16日廃棄」と記されているのみである。開示請求時には廃棄していないにもかかわらず、請求を受けた後に対象文書を廃棄したうえで廃棄済みとの隠蔽がなされるおそれがある。本件ではこのような隠蔽はしていないという説明をすべきである。

添付した行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）に「マジソンモデル視察研修」又は「マディソンモデル視察研修」と記載があることと整合している。

具体的には、同行政文書件名一覧に番号8「マジソンモデル視察研修」（管理番号476796、精医セ第5738号）、番号9「マディソンモデル視察研修」（管理番号478208、精医セ第5753号）及び番号63「マディソンモデル視察研修」（管理番号481721、精医セ第5788号）の3件の件名（以下、上記3文書を併せて「視察研修3文書」という。）の記載がある。

行政文書件名一覧は、千葉県病院局行政文書規程（平成16年病院局管理規程第26号）第38条に規定された様式（第13号様式）であり、また、行政文書の保存期間は、千葉県病院局行政文書管理に関する規程（平成16年病院局管理規程第11号。以下「文書管理規程」という。）第10条別表に規定されている。

そして、行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）では、視察研修3文書は、保存期間が3年とされており、本件請求があった時点で廃棄済みであるとの実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆す特段の事情も認められない。

異議申立人は、行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）の右上に平成23年12月16日廃棄と記されているのみであり、開示請求時には廃棄していないにもかかわらず、廃棄済みであると隠ぺいするおそれがあると主張しているが、実施機関が視察研修3文書を保有していることを示す具体的な事情は示されていない。

これらのことから、実施機関は、視察研修3文書を保有していないと認められる。

なお、本件決定において、実施機関は視察研修3文書を個別に特定しておらず、不開示決定通知書の記載上適切さに欠けるが、実施機関はマディソンモデル視察研修における復命書の全てを特定しているとも言え、視察研修3文書の件名の個別の記載がなかったとしても、異議申立人が意見書で述べる特定漏れとまでは言えない。

2 本件請求に係る他の行政文書の保有の有無について

(1) 行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）について

異議申立人は「請求した情報を廃棄した場合には、廃棄したことを示す情報も開示請求の対象に含める。」としていることから、当該行政文書件名一覧は対象文書に該当すると判断されるが、実施機関は、上記1のとおり理由説明書において当該文書を添付したものの決定通知において特定していない。

(2) 旅費関係書類について

はない。

5 結論

以上のとおり、実施機関は本件決定を取り消し、改めて次に掲げる行政文書について開示決定等をすべきである。

行政文書件名一覧（平成19年度復命書に係るもの）及びウィスコンシン州の精神医療施設の視察に係る平成19年度支出書類

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 1月16日	諮問書の受理
平成27年 3月12日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年 4月13日	異議申立人の意見書の受理
平成28年 9月28日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
木 村 琢 磨	千葉大学大学院専門法務研究科教授	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
鈴 木 牧 子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)